市営住宅

空家補充入居待機者 追加募集します

申込者について抽選を行って入居順 位を決め登録し、希望団地に空家が 生じたとき、実態調査のうえ適正 と認められる人について、入居順 位が上位の人から空家を紹介して いくものです。直ちに入居できるもの ではありません。

- ●募集住宅 桜山団地(単身向け平 屋)、桜山団地(4階建てA~D棟)
- ●間取り 2K または 3K
- ●家賃 入居者の収入に応じて決定
- ●入居資格 国税・地方税を滞納して いない人/荒尾市内に在住し収入があ る人で弁済の資力を有する人(厚生年 金・国民年金受給者を含む)を保証 人にできる人/申込者および同居者が 暴力団員でないこと

※平成 21 年度 (平成 21 年 6 月 17 日 抽選)待機中の人も申込ができます。

【入居の申込収入基準】

▼一般階層 月額所得 15 万 8,000 円 以下

「標準世帯(親子4人家族)の場合 世帯の年収 447 万 1.999 円以下

▼裁量階層(就学前児童・障がい者 高齢者世帯) 月額所得 21 万 4,000 円 以下

{標準世帯(同)の場合 世帯の年収 531 万 1.999 円以下}

【入居説明会および申込用紙配布】

- ●日時 2月15日(月)午前10時 ~ (受付 9 時 30 分~)
- ●場所 市役所 2階 21号会議室 【申込受付期間・場所】
- ●日時 2月22日(月)~26日(金) 午前9時~午後5時
- ●場所 市役所 2 階 都市整備課

【入居順位抽選会】

- ●日時 3月3日(水)午前10時~(受 付 9 時 30 分~)
- ●場所 市役所 2階 21号会議室 ※詳しくはお問い合わせください。
- [問]都市整備課2363-1491

平成 22 年 申告相談日程表

- ◆相談受付会場 市役所北側 1 階・11 号会議室
- ◆相談受付時間 午前8時30分~11時、午後1時~4時

来場人数によっては、受付時間が変更になる場合もありますのでご了 承ください。

月日	曜	受 付 行 政 区
2月16日	火	打越、宮内、宮内出目東・西、 東屋形 1・2・3・4 丁目 ※混雑が予想されます
17 日	水	本村、新町、月田、市屋、貝塚、普源寺、上小路
18日	木	東宮内、住吉町、大平町 1・2・3 丁目、(笹原住宅)、 大島下、日の出町、昭和町
19 日	金	朝日、境崎東・中・西、万田西、 四ツ山町 1・2・3 丁目
22 日	月	西原町 1・2・3 丁目、大島町 3・4 丁目、 大正町 1・2 丁目、妙見、松葉
23 日	火	甲根、原、万田東、万田中、原万田社宅、深瀬、 倉掛、厩舎団地
24 日	水	倉懸東・中・西、朝日ヶ丘、深瀬ヶ丘、古庄原、 辻町、中央東、中央西
★ 25 日	木	大和、新生、一紡
26 日	金	新生西、新大和、荒尾大谷
3月1日	月	向陽台、大東、中央北、青葉
2 日	火	緑ケ丘 1・2・3・4・5 丁目、平井大谷、開、みどり
3 日	水	岱洋東・中・西、庄山、金屋、元村、小路、 平井城、陣屋敷、宿
★4日	木	唐池、上井手上・下、川北、野中、田倉、助丸
5 日	金	府本上・下、樺上・下、金山上・下、 上赤田・下赤田
8日	月	菰屋南・北、野原南・北、今寺、川登、 井川口、川後田
9日	火	蔵満、有明城、中一部、向一部、桜山町2丁目
10日	水	揚増永、中増永、南増永、北増永、猫宮、海下、 山浦、新図
★ 11 日	木	牛水上・中・下、水島、小野、高浜
12 日	金	八幡台 1・2・3・4 丁目
15 日	月	桜山町 1・3・4 丁目 ※混雑が予想されます

※会場の混雑解消のため、できる限り申告相談予定日にご来場ください。 ★ 2 月 25 日 (木)・3 月 4 日 (木)・11 日 (木) は、受付時間を午後 6 時 まで延長します。会社勤務などで昼間来場できない人はご利用ください。

[問]◎市県民税について…市役所 税務課 ☎ 63-1342 ◎所得税について…玉名税務署(個人課税) ☎ 72-2127

申告が必要な人

平成22年1月1日現在、荒尾市に住んでいた人で、次のいずれかに当てはまる人

- (1) 営業・農業・不動産の収入があった人
- (2) 配当・譲渡(株式や土地の売買)の所得があった人
- (3)21年中に中途で退職した人、年末調整をしていない人および控除もれがある人
- (4) 給与所得者で2ヵ所以上から給与を受け、年末調整をしていない人
- (5) 年末調整が済んでいる給与所得者で、給与以外の所得があった人(給与以外の所得 が 20 万円以下の人は、所得税の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です)
- (6) 公的年金受給者で21 年度市県民税が課税された人や、年金以外の所得があった人
- (7) 医療費控除を受けようとする人(21 年中の所得が200 万円未満の場合は所得の5% 以上、所得が 200 万円以上の場合は 10 万円を超えた額の医療費を支払った人)
- (8) 住宅をローンで新築・購入または増改築をした人

次のいずれかに当てはまる人は、申告の必要がありません

- ①確定申告書を税務署へ提出する人
- ②給与所得者で給与所得以外に収入がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提 出されている人
- ③平成22年1月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、公的年金以外に収入がなく、 その収入金額が151万5千円以下の人

収入がなかった場合でも、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の低所得者にかか る軽減認定を受ける人、国民年金保険料の免除を受ける人、公営住宅の入居・保育所 の入所・児童手当・児童扶養手当などの各種手続きをする人、所得証明など課税に関す る証明書が必要な人は、申告する必要があります。必ず期限までに申告してください。

申告に必要なもの

- ○印鑑(朱肉用のもの)、給与や公的年金の源泉徴収票(原本)など
- ○事業所得がある人は、収支内訳書または帳簿や決算書など収支内容を確認できるもの
- ○本人の口座番号がわかるもの(通帳など)※還付申告の場合に必要です
- 〇社会保険料の払込証明書、生命保険料や地震保険料の控除証明書、医療機関の領収 書や支払証明書など
- O障害者控除を受ける人は障害者手帳など

※国民年金保険料の控除を受ける場合は、「国民年金保険料控除証明書」 をご持参ください。

※医療費控除を受ける場合は、医療機関の領収書の合計額を、医療を受 けた人ごとに計算してご持参ください。また、高額療養費や生命保険など からの補填金があった場合は、その金額がわかるものもご持参ください。

平成 22 年度

介護保設 **険**・ 料国民

表の日

程に合わ

せてご来場ください

申告期間は2月16

日

火

か

ら3月15日

月

です

会場の混雑

消の

ため、

左ページの

書と収支内訳

市

役所税務課窓口のほか

メディア交流館

岱工芸館

みどり

が蒼生館、

万田炭鉱館

中央公民館に用意しています

¹者医療保険料 映税 者医療保険料などを算 などの事 出する基礎となり、市場では基づき、市場 県 民 税

申 告時期になりました。 保 この 護 保 前年 嵙

、後期中の所